２　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百十一条第一項	（略）	（略）
	法第五十条第十二号	法第五十九条第七号
	（略）	（略）
	法第五十条第十五号	法第五十九条第九号
	法第五十条第十六号	法第五十九条第十号
	法第五十条第十七号	法第五十九条第十二号
（略）	（略）	（略）
第二百十四条第二項	（略）	（略）
	法第五十条第十二号から第十四号まで及び第五十二条第二項第一号	法第五十九条第七号及び第八号並びに法第六十条において準用する法第五十二条第二項第一号
（略）	（略）	（略）
第二百十八条の二	（略）	（略）
	法第四十三条第一項の規定に基づき検査を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の	多数の
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（準用）

第二百二十一条の三　化粧品については、第二百十一条第一項及び第二項、第二百十三条第一項、第二百十四条第一項及び第二項、第二百十七条第一項、第二百十八条、第二百十八条の二（第二項第二号を除く。）から第二百十八条の二の三まで（同条第二項ただし書を除く。）並びに第二百十八条の二の四（第一項の表に係る部分を除く。）の規定を準用する。

２　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百十一条第一項	（略）	（略）
	法第五十条第十六号	法第六十一条第五号
	法第五十条第十七号	法第六十一条第七号
（略）	（略）	（略）

２　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百十一条第一項	（略）	（略）
	法第五十条第十号	法第五十九条第七号
	（略）	（略）
	法第五十条第十三号	法第五十九条第九号
	法第五十条第十四号	法第五十九条第十号
	法第五十条第十五号	法第五十九条第十二号
（略）	（略）	（略）
第二百十四条第二項	（略）	（略）
	法第五十条第十号から第十二号まで及び第五十二条第二項第一号	法第五十九条第七号及び第八号並びに法第六十条において準用する法第五十二条第二項第一号
（略）	（略）	（略）
第二百十八条の二	（略）	（略）
	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の	多数の
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（準用）

第二百二十一条の三　化粧品については、第二百十一条第一項及び第二項、第二百十三条第一項、第二百十四条第一項及び第二項、第二百十七条第一項、第二百十八条並びに第二百十八条の二（第二項第二号を除く。）から第二百十八条の二の四まで（同条第一項の表に係る部分を除く。）の規定を準用する。

２　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百十一条第一項	（略）	（略）
	法第五十条第十四号	法第六十一条第五号
	法第五十条第十五号	法第六十一条第七号
（略）	（略）	（略）